

## 尾鷲市農業委員会 令和4年9月定例会 議事録

1. 開催日時：令和4年9月5日（月）午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A
3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村 敦夫
委員	1番	船津 貫一
	2番	野田 泰史
	3番	黒 次美
	4番	塩津 史子
	5番	庄司 和稔
	7番	野地 長生
	8番	大川 治夫

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

### 4. 欠席委員

### 5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	野田 憲市
事務局書記	大川 健志

### 7. 会議の概要

議長

みなさんおはようございます。定刻となりましたのでただいまから令和4年9月定例農業委員会を開催します。

審議に入る前に、先日〇〇委員のお父さんがお亡くなりになりましたので〇〇さんから一言お願いいたします。

〇〇委員

すいません。時間を頂戴いたしまして。父の葬儀ではお世話掛けまして、ありがとうございました。無事葬儀のほうも終わりました。本当にありがとうございました。

議長

はい。それでは議事に入りたいと思います。本日の署名委員を指名します。7番の〇〇さん、8番〇〇さんです。よろしく申し上げます。早速ですが、議案第1号に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてをご審議願います。事務局は説明願います。

事務局

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市〇〇で地目は畑となっています。面積は〇〇㎡です。譲渡人は尾鷲市〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、お茶等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく申し上げます。

議長

〇〇委員さんよろしく申し上げます。

〇〇委員

はい。まず申請地の場所ですが、12ページの地図をご覧ください。〇〇町で赤丸の横に〇〇が走っております。左側には〇〇駅が表示されています。その拡大図ですが、13ページをご覧ください。真ん中の右下に、太い二重線で国道〇〇が描かれていますが、その真ん中辺りですか、そこが十字路になってますが、南側に少し入ると〇〇のコミュニティセンターでその反対側を、北に上がってもらって、赤丸の場所が申請地です。

それから11ページ見ていただけますか。11ページに上申書が添付されてますが、譲渡人が譲受人とともに農地の耕作を行っているというよう

な申請でありまして、この上申書にの書かれているように、申請人の既存の農地は〇〇さん及び2親等内の親族が10分の1所有権があるのですが、全体を農地としてこの方が作っておられると。ちなみに下に地番と面積が書かれており、耕作している農地です。合わせて〇〇㎡あり、下限面積をクリアしているといった状況です。

最後に現況写真ですが、15ページをご覧ください。石積みで盛り上げたところの右側が対象地であり、きしみが栽培されているのが分かると思います。その次に下の写真ですが、これがお茶を栽培しているといった状況です。よろしく審査のほうお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。紹介が終わりました。皆さん何かご質問ございませんか。

〇〇委員 異議ありません。

議長 異議なしの声が上がりました。この案件に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて許可いたします。続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号、非農地証明願いについてをご審議願います。

事務局 それでは議案第2号非農地証明願いについて説明します。番号1番、所在は尾鷲市〇〇、〇〇で地目はどちらも田です。面積は合計で〇〇㎡です。申請人は尾鷲市〇〇の〇〇さんです。申請理由としましては本申請地は、住宅進入路及び、物置等として利用しており、農地として使用していないため、申請が上がっております。

紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

〇〇委員 概要につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりです。資料4ページの公函をご覧ください。地番〇〇と〇〇に資料6ページ

の不動産登記簿に記載されている内容により、平成1年11月29日に尾鷲市〇〇の〇〇さんと〇〇さんが、それぞれ2分の1の共有名義で木造瓦葺2階建を33年前に新築しました。この新築部屋への進入路及び物置場として、尾鷲市〇〇の〇〇さん所有の地番〇〇地目田〇〇㎡を住宅進入路として、地番〇〇の〇〇㎡を物置等として、資料12ページ現況写真の赤線で記した土地の状態で現在に至っているために、非農地証明願いを申請するものです。

申請場所ですが、資料8ページと9ページの地図と航空写真の赤丸で記した場所で、〇〇の共同墓地の手前の東屋のある公園を挟んだ道路の下に位置しています。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。紹介が終わりましたが、皆さん何かございますか。

〇〇委員 すいません。

議長 はい、どうぞ。

〇〇委員 申請地は農地だったとしても狭いですが、田んぼだったのかな。

〇〇委員 そうですね。そこに家が建ってしまったのですが、ここら辺は昔は一面田んぼだったと思います。

〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

〇〇委員 異議なし。

議長 異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。非農地証明願い発行に賛成の方は挙手を

(挙手全員)

議長 はい、挙手全員。これにて証明願いを発行いたします。続いて、番号2番を事務局からお願いします。

事務局 続きまして、番号2番、所在は尾鷲市〇〇、〇〇で地目はどちらも畑です。面積は合計で〇〇㎡です。申請人は尾鷲市〇〇の〇〇さんです。  
申請理由としましては本申請地は平成11年時点で雑草やかん木が茂っており、農地として使用していないため、申請が上がっております。  
紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく申し上げます。

〇〇委員 2番の非農地証明願いについて説明させていただきます。  
土地所有者の尾鷲市〇〇の〇〇さんが、亡父が農地を耕作しなくなり、12ページの航空写真の赤丸で記した2つの場所で、右上に撮影日が1999年12月1日で雑草やかん木が茂る原野状態で、平成29年7月8日、5年前に相続したままで、現在に至っているため、非農地証明願いを申請するものであります。  
申請場所は、7ページの地図で地〇〇、地目畑〇〇㎡と地番〇〇、地目畑〇〇㎡の2筆合計〇〇㎡で、12ページの現況写真のとおりです。  
なお、〇〇は〇〇と〇〇を結ぶ国道311号線の間地点ぐらいにあり、申請地点前面の国道から約100mから150mくらい上がったところで更に奥に〇〇の採石場があり、現在この辺を一体的に土地整備をしております。  
ご審議申し上げます。

議長 ありがとうございます。紹介が終わりましたが、皆さん何かございませんか。

〇〇委員

昔から何も作っていないような土地だね。ここは。人もいないし。

議長

皆さんいかがですか。

(異議なしの声)

異議なしの声が上がりましたので、採決を取ります。非農地証明の発行に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて非農地証明を発行いたします。ありがとうございました。以上で本日の審議案件は終わりました。その他の事項に入ります。皆さん何かございませんか。事務局はありますか。

事務局

事務局からは2点あります。1点目は報告案件になるのですが、令和4年8月30日に農地転用(農業用施設)届出書を農業委員会事務局で受理しましたのでご報告します。地区は〇〇地区で転用の概要としましては農機具小屋としての利用です。2a未満で農業に供する土地であるため農地転用許可は不要で農業委員会への届出となっています。

2点目は農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を実施することが重要であり、その透明性が確保される必要があります。このため、農業委員会は令和4年度、今年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、公表すると決定となりました。そこで机上の資料をご覧ください。事務局で案を作成しましたので、農業委員会で決定をいただき公表をいった流れになります。

まず、作成した案を軽くご説明させていただきます。1ページ目については、国の農林業センサスも基に数値を入れただけなので、割愛させていただきます。

1枚めくっていただいた2ページ目ですが、最適化活動の成果目標ということで、現状尾鷲市は管内の農地面積が68haあります。これまでの集積面積が16haとありますが、これは農地中間管理事業等を活用して、担い手に集積されてきた農地を合算した数値を入れています。そこから集積率を出すと、23.5%が担い手に集積されています。課題として

は新規就農者が少ないということから、新たな担い手が必要になってくることを課題としました。また、2番の目標ですが、目標年度は今年度に置いています。今年度の新規集積面積0.5haは、前回の農業委員会でも上がりましたが、〇〇さんが0.5ha集積しましたので、これを計上しています。ですので、現時点で16.5ha集積されています。

続いて2番、遊休農地の解消ですが、遊休農地面積24.7haというのは去年度の農地パトロールにより把握できた、遊休農地の面積です。これはあくまで農地パトロールで把握できた面積なので、これ以上にあるかもしれないのですが、実際に目で見て分かった面積になります。その内訳は、緑区分は12.4haで黄色区分が12.3haとなっております。解消についてですが、今年度で2.5haの遊休地を解消するといった目標となっております。また、工程表の策定方針とありますが、今のところ尾鷲市は方針は定めていません。今後、遊休農地が増えていくことがあれば、遊休農地をどう減らしていくかという方針を策定しなければいけないことになれば、中間管理機構等と連携して、方針を策定しますといった文言を入れました。

続きまして、3番、新規参入促進ですが令和元年度、2年度、3年度とありまして、令和2年度の新規参入者1経営体、1.05haというのは〇〇の〇〇さんが集積した面積となります。課題としては、数字上少ないというのがありますので、担い手の確保が課題としてであると記載しました。次の権利移動面積ですが、この0.8ha、1.5ha、3.2haというのは、所有権移転された案件を合算しました。

続きまして、最適化活動の活動目標ですが、この目標の重要なところとなります。尾鷲市は農業委員が8名、推進委員が2名で、一人当たりの活動目標を月5日としました。活動強化月間についてですが、8月から11月で、例年この時期くらいに農地パトロールを行っておりますので、この時期に設定しました。

そして、3番新規参入相談会の目標ですが、これを1回としまして、開催時期は未定です。参加者数は1名で各種の支援制度についてセミナーを開いていきたいと思います。

項目としては以上ですが、委員さんから何かご意見ありましたらお願いします。

議長

説明ありがとうございます。何かご質問ございませんか。

事務局

1点補足させていただきます。最適化活動の設定ですが、3番の新規参入相談会についてですが、目標は1回ですが、農業法人や農業に絡むお仕事をしていきたいけど、いきなり就職する前に農業体験等をできるのであればありがたいといった声も聴いています。ですので、体験等も必要になってくると思いますの、まずは1回に設定していますが、来年度に向けて準備はしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局長

会長、私からも少し。書記のほうから説明があったとおり、今回の設定は低い水準での目標設定となっております。それは、現実的な数字を置くことによって、この数字はノルマと思って取り組んでいきたいと思っております。この目標を基に事業も考えていきたいとも思っておりますので、随時また、ご相談はさせていただこうと考えていますので、まずはこの数字はそのようなつもりで設定していますのでよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。今の補足を聞いて改めてどうですか。この数値が出発点というので、決定いただけますでしょうか。

〇〇委員

この最適化活動の5日というのは何か活動したら書類は残さないといけないのかな。

事務局

そうですね。事務局の農地パトロールの一環で行っていただくという面もあるので、活動日誌等は付けていただく予定です。作成のお手伝いはさせていただきます。

〇〇委員

分かりました。

議長

この内容で進めていってよろしいか。

(異議なしの声)



それではこの内容でよろしく申し上げます。ほかに何かございますか。  
ないようですのでこれにて9月農業委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員

